

鴨川市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第18号

鴨川市財務規則の一部を改正する規則

鴨川市財務規則（平成17年鴨川市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

- (6) 指定公金事務取扱者 法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。

第30条中「第159条」の次に「(施行令第173条の3第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第37条第2項第4号及び第39条第2項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第43条第1項中「施行令第158条第1項若しくは第158条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第114条又は介護保険法第144条の2の規定により私人に収入金の徴収又は収納の」を「法第243条の2第1項の規定により指定公金事務取扱者に公金の徴収又は収納に関する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項を同条第3項とする。

第78条第1項中「施行令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「私人に支出の」を「指定公金事務取扱者に公金の支出に関する」に改め、同条第2項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第85条第1項及び第92条第1項中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

第109条第1項中「工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、その契約の予定価格が500万円を超える場合で」を「次に掲げる場合であって」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 工事又は製造の請負の契約において予定価格が500万円を超える場合
(2) 設計、測量調査等の委託業務の契約において予定価格が50万円を超える場合

第119条第1項第10号中「に瑕疵が」を「が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもので」に、「担保責任」を「責任」に改める。

第135条第1項中「の8.25パーセントの割合で計算して得た」を「に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した」に改める。

第145条第1項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第148条の2第1項第2号を次のように改める。

- (2) 法第243条の2第1項の規定による公金の徴収又は収納に関する事務の委託に係る公金

第166条中「、収入又は支払事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第189条第1項中「経営企画部長」を「企画総務部長」に改める。

第223条第1項中「第243条の2の2第1項各号」を「第243条の2の8第1項各号」

に改め、同条第3項中「法第243条の2の2第1項後段」を「法第243条の2の8第1項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第119条第1項第10号及び第135条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。